

そこで知事に伺います。国と県が行った事業で、人権侵害を生み出したことに対し、県の責任について、見解を伺います。

また、設置要綱では第三者管理協議会は事業所指導及び労働者保護も含め事態の改善を図るべきとされていますが、なぜ改善が図れなかったのか検証が必要です。併せて見解を伺います。

【黒岩知事】

(2) 特区事業の見直しについて

当事業は「女性活躍推進」を掲げた事業ですが、有識者からは「利用は高所得層のキャリア女性に限られる」、「個人家庭への外国人の派遣は、セクハラ・パワハラなどの人権侵害の危険性が一段と高い」などが指摘され、私たちも同様の認識から反対していました。

さらに、この事業は需要と供給の見込みが妥当性を欠いています。例えば、2018年2月19日から同年4月末日までのニチイ学館は、34人の労働者を抱えながら延べ9回のサービス提供にとどまっています。

多くの問題点を抱える事業が、十分な是正もされず数年経過しています。しかも、国家戦略特区ワーキング・グループが、この特区事業の全国展開を図っていたことも、先の国会質疑の中で示されています。

大きなリスクを外国人労働者に負わせる特区事業、役割を果たせない第三者管理協議会、その背景に全国展開を目指す動きまでであるとすれば、重大です。

そこで知事に伺います。特区事業は、人権保護が不備な状態で需給バランスも考慮せず外国人労働者を呼び寄せ、大きな被害を及ぼしています。また、「女性活躍推進」という役割も果たしているとは言えません。県はこの事業の検証をどのように行っているのか、見解を伺います。また問題の多い特区事業はやめるべきです。見解を伺います。

【黒岩知事】

〔4〕消費者行政の体制強化と消費者被害防止について

(1) かながわ中央消費生活センターの体制強化について

神奈川県は、2020年度の消費生活相談員一人当たりの相談件数は434.8件と全国6位ですが、住民10万人当たりの消費生活相談員数は1.6人と、全国最下位です。

また、来年4月には成人年齢の引き下げがなされ、18歳からは「未成年取消権」の適用が外され、高校生含む若者の消費者被害の多発が懸念されています。

